

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法人番号					
		事 業 年 度	令和 令和			年 月 日 年 月 日	日から 日まで

所得金額に関する計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

所得金額の計算										非課税所得の区分計算										
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))										①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑥		人
加	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額									②										
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額									③										
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額									④									円	
	損金の額に算入した外国法人税の額									⑤										
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額									⑥										
	小 計									⑦										
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額									⑧										
減	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額									⑨										
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額									⑩										
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額									⑪										
算	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額									⑫										
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額									⑬										
	小 計									⑭										
仮 計 ①＋⑦－⑭										⑮										
外国の事業に帰属する所得										⑯										
再 仮 計 ⑮－⑯										⑰										
非課税等所得	林業に係る所得									⑱										
	鉱物の掘採事業に係る所得									⑲										
	社会保険等に係る医療の所得									⑳										
	農事組合法人の農業に係る所得									㉑										
	小 計									㉒										
所得金額差引計 ⑰－㉒										㉓										
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額										㉔										
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額										㉕										
所得金額再差引計 ㉓－㉔－㉕										㉖										
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額										㉗										
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額										㉘										
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額										㉙										
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額										㉚										
再投資等準備金積立額の損金算入額										㉛										
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額										㉜										
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額										㉝										
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額										㉞										
合計 ㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛＋㉜－㉝－㉞										㉟										

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

Figure 1 shows a form for the 'Application for Issuance of a Certificate of Incorporation' (法人番号). The form is divided into several sections. The top section contains '整理番号' (1), '事務所' (A), '区分' (A), '管理番号' (A), and '申告区分' (2). Below this is a large section for '法人番号' (37) and '申告年月日' (38). The '申告年月日' section is further divided into '申告年月' (43) and '申告日' (49). The '申告年月' section is divided into '申告年' (44) and '申告月' (50). The '申告日' section is divided into '申告日' (55). The bottom section is for '事業年度' (56) and '予備' (69).

B

[illegible]